

令和2年度第1回さいたま市都市局指定管理者審査選定委員会 議事概要

- 1 日 時 令和2年7月2日（木）午前10時から午前11時まで
- 2 会 場 さいたま市役所別館2階第7委員会室
- 3 出席者（委員）小嶋文委員長、加藤裕美委員、黒田典子委員、関根ゆり委員、
長谷川俊正委員、土屋愛自委員、大嶋武委員
（所管課）自転車まちづくり推進課
（事務局）都市総務課
- 4 欠席者 なし
- 5 諮問内容と答申結果
選考方法（案）について諮問を受け、次のとおり答申した。（6 議事要旨を参照）

施設名称	施設数	施設種別	募集方法	指定期間
さいたま市宮浦和駅東口駐車場	1	自動車駐車場	公募	令和3年4月1日 ～令和8年3月31日

6 議事要旨

●委員長の互選及び職務代理者の指名

委員の互選により小嶋文委員を委員長とすることに決定し、小嶋委員長が長谷川俊正委員を職務代理者に指名した。

●議題(1) 令和2年度末に指定期間が満了となる市営駐車場の新たな指定管理者候補の選定について（選考方法案）

<説明>

所管課（自転車まちづくり推進課）より、選考方法案の内容について説明。

■募集区分

単独

■設置条例名・設置目的

さいたま市宮浦和駅東口駐車場条例

自動車及び原動機付自転車を利用する市民の利便に資するため

■施設概要

所在地：さいたま市浦和区東高砂町11番1号

規 模：ビル下

RC一部SRC造 地下1階～地下4階（20,246.61㎡）

自動車523台（身障者用12台、荷捌き対応12台含む）

平成19年10月竣工

広場下

R C造 地上1階～地下3階 (16,462.82 m²)

自動車300台 (身障者用6台含む)

自動二輪車38台

平成19年10月竣工

主な施設：管理員室、トイレ、ゲート設備、監視カメラ設備、エレベータ、管制設備、消火設備、空調設備等

■業務内容

施設利用に関する業務、施設・設備の管理に関する業務、利用促進に関する業務、その他の庶務業務

■指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで (5年間)

■募集方法

公募

■申請資格要件

主な要件として、次の2点を設定。

- ・団体の所在地 (支店等でも可) が市内にあるか、又は、団体の所在地が市外であっても市内において自動車駐車場の有人管理運営業務を行っているもの。(令和2年8月1日現在)
- ・収容台数300台以上の自動車駐車場の有人管理運営業務を継続して3年以上、現在も行っていること。(令和2年8月1日現在)

■選定基準

さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条第1項各号に掲げる基準に基づき審査項目を設定。

- ・施設の管理を行うに当たり、市民の平等な利用が確保できるものであること。
- ・事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ・事業計画書の内容に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。
- ・実績評価 (現指定管理者の過去の評価に応じて加点・減点)

配点については、当該施設の管理では、安心・安全面について最大限の配慮が必要となることから、安全管理と人員配置に特にウエイトを置き、配点を高く設定した。

■利用料金制

あり

■指定管理料

0円

■スケジュール

公募期間：令和2年7月14日から同年8月24日まで

< 質疑等 >

Q 選定基準の実績評価について、現在の指定管理者の過去の評価を見ることはできるのか。

A 市のホームページで見ることができる。

Q 現在の指定管理者が応募した場合、選定基準の実績評価は、委員が採点するのか。

A 所管課が毎年度行っている評価であり、自動的に算出される。

Q 申請資格要件「収容台数300台以上の自動車駐車場の有人管理運営業務を継続して3年以上、現在も行っていること。」について、公募した場合、対象となる事業者は現在の指定管理者以外にもあるか。

A 前回、現在の指定管理者の他にもう一社の応募があったとおり、対象となる事業者は現在の指定管理者以外にもある。

Q 要望であるが、選定基準の各審査項目について、評価の基準やポイントを詳細に示した資料をお願いしたい。

A 用意する。

Q 選定基準の2(3)指定管理業務に係る経費の「①提案額は市が設定する管理経費を下回っているか」について、各委員の採点は不要か。

A 計算式に基づくものであるため、委員の採点は不要である。

< 結果 >

選考方法案について異論はなく、諮問された案のとおりの方法で選考することが適切である旨、答申することに全会一致で決定した。

以上